参考

加茂市立地適正化計画検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号以下）第 81 条第１１項に規定する立地適正化計画を策定するにあたり、必要な事項の調査及び検討を行い、意見を聴取するため、加茂市立地適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は、市長が委嘱する６人以内の委員で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第３条　委員の任期は、市長が委嘱した日から立地適正化計画の素案の策定が完了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができな

い。

３　委員長は、会議の議事の審議検討に関し、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、建設課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和７年 11 月１日から施行する。